



後期高齢者医療制度についてのお知らせ



後期高齢者医療資格確認書を更新します(資格確認書は1人に1枚交付されます)

《資格確認書イメージ》

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 8年 7月31日
交付年月日	令和 7年 8月 1日
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	岐阜県羽島郡笠松町〇〇〇〇番地の〇
氏名	笠松 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日
負担割合	〇割
発効期日	平成〇〇年〇月〇日
限度区分	
発効期日	
長期入院該当日	
特定疾病区分	
発効期日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岐阜県後期高齢者医療広域連合 

後期高齢者医療の資格確認書は、笠松町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた全ての方に交付されます。受診等をされる場合は、マイナ保険証(マイナンバーカードに保険証の利用登録をされた方)または、7月中旬頃にお送りする資格確認書をご使用ください。交付する資格確認書は薄い赤色です。

有効期限を過ぎた保険証または資格確認書を処分される時は、住所や氏名が判別できないよう細断するなど、十分にご注意ください。

岐阜県後期高齢者医療広域連合資格確認書コールセンターの開設

従来の被保険者証廃止後、初となる資格確認書の一斉更新を行うにあたり、広域連合ではコールセンターを設置します。

資格確認書についてご不明な点は、下記の電話番号にお問い合わせください。

開設期間 7月1日(火)～8月29日(金)(土日祝日除く)

時間 午前9時～午後5時

電話番号 0570-051520

令和7年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和7年度保険料は、令和6年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

保険料額について

上限額:80万円

均等割額

被保険者一人あたり49,412円



所得割額

被保険者の所得※×所得割率9.56%

※被保険者の所得金額=総所得金額等-43万円(基礎控除額)

保険料の軽減措置について



保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1) 以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1)+30.5万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1)+56万円×被保険者数 以下



※一定の給与所得がある方(給与収入が55万円を超える方)、公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

(注1) 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者等*の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

(注2) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。



被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において被用者保険の被扶養者であった方は、**所得割額の負担がありません**。均等割額は、**制度に加入後2年間は5割軽減となります**。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称。

国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

確定申告期限後に申告された方へ

確定申告期限後に申告等をされた方は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報などに基づく資格確認書や保険料額の決定通知書をお送りし、後日、申告等の内容をふまえた再判定を行い、変更があった場合は資格確認書や決定通知書を送り直します。この時、特別徴収(年金からの天引き)であった方が、普通徴収(納付書納付や口座納付)に切り替わることがあります。

医療費の窓口負担が2割負担の方の配慮措置について

2割負担による外来医療の負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます。

配慮措置が適用される場合は、高額医療費として、事前に登録されている口座に払い戻します。

なお、配慮措置の適用となるのは、令和4年10月1日から令和7年9月30日までに受診された医療費です。

岡崎県後期高齢者医療広域連合 ☎387-6368(代表)
住民課 ☎388-1115

本・DVD・レコード等 買います!



あなたにとって必要のなくなった物でも、
必要としている人がどこかにいるはず。

長年研究・収集・コレクションなされた愛読書から趣味の本、週刊誌まで、年代にかかわらず大切に
してきた物をお電話一本で出張買取いたします。

大量歓迎 お気軽にご相談ください
岐阜県古書籍商組合加盟店

本・DVD・レコードの出張買取専門店

スマイルブック ☎0120-062-667

古物商許可番号:
岐阜県公安委員会許可第 531010000950号

[年中無休] 8時から22時 <http://books-smile.com/>



住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278